

# いじめ防止基本方針



市原市立国分寺台小学校

令和5年 改訂

## 目 次

1	いじめ防止等のための基本的な考え方・・・・・・・・・・	1
	いじめの定義	
2	いじめ防止等のための組織について・・・・・・・・・・	2
	(1) 学校いじめ問題対策委員会について	
3	いじめ未然防止に関すること・・・・・・・・・・	3
	(1) 学校として	
	(2) 児童として	
	(3) 教職員として	
	(4) 関係機関として	
	(5) 保護者や地域との協力として	
4	いじめの早期発見に関すること・・・・・・・・・・	4
	(1) 学校として	
	(2) 教職員として	
	(3) 保護者との協力として	
5	いじめへの対処に関すること・・・・・・・・・・	5
	(1) 被害児童への対処	
	(2) 加害児童への対処	
	(3) 周囲の児童への対処	
	(4) 被害児童の保護者への対処	
	(5) 関係機関との連携	
6	学校として特に配慮が必要な児童への対応について・・・・・・・・	7
7	いじめ防止のための取組状況の評価・・・・・・・・・・	8
8	いじめの指導・・・・・・・・・・	8
	(1) 被害児童のサポート・・・・・・・・・・	8
	(2) 加害児童への指導	
	(3) 周囲の児童への指導	
9	重大事態の発生と調査及び対処について・・・・・・・・・・	9
	(1) 重大事態の意味	
	(2) 重大事態の報告	
	(3) 重大事態への対処	
10	公表・点検・評価等について・・・・・・・・・・	10
11	いじめ問題防止、早期発見に向けた取り組み計画・・・・・・・・	11

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

市原市立国分寺台小学校では、「児童はかけがえのない存在であり、社会の宝である。」と考え、一人一人を大切にされた教育を進めていく。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童は、豊かな人間関係の中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現をめざしてのびのびと生活できる。

しかし、児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、安心して生活することができなくなり、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

いじめは、児童にとってその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体でいじめを排除する。

### ★いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

いじめには、多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針より】

## 2 いじめ防止等のための組織について

〈学校いじめ問題対策委員会について〉

### 【会議の開催計画】

- ・子ども理解部会開催時。
- ・いじめアンケート（年2回）、生活アンケート（年2回）実施時の前後。
- ・緊急の懸案がある場合は必要に応じて開催。

### 【構成メンバー】

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当、学年主任、学級担任

※学校が重大事態の調査を行う場合は、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

### 【役割】

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④いじめの疑いに係る情報があったときや重大事態の発生時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

### 【その他】

- ①毎月の職員会議で生徒指導の問題(いじめ・問題行動・不登校)児童の確認。
- ②職員打合せで生徒指導上の問題等の共通理解を図る。

### 3 いじめ未然防止に関すること

いじめ防止等において、未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取り組みを計画・実施する。

#### (1) 学校として

- ①「豊かな感性を持ち、思いやりのある子ども」を育てるための取り組みを行う。
  - ・明るい挨拶の励行（児童会・PTA・KCN）
  - ・交流活動の充実（異学年ペア活動・6年生を送る会・台小っ子集会）
  - ・いじめ「ゼロ」の推進と取り組み（正義の心・素直な心・優しい心）
  - ・道徳教育、人権教育の充実
  - ・特別支援教育の推進
  - ・きれいな学校の推進（黙働清掃）
- ②「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童を育成する。
- ③いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校は、いじめられている児童を徹底して守り通す、という明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。
- ④生徒指導の機能を重視した「分かる授業の展開《児童に自己存在感を持たせる場面や、自己決定の場面を与えるなどの取り組み》」が自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを共通理解としていく。
- ⑤人権教育や学級経営（過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する恐れがあることなど）について職員研修を行い問題行動の未然防止に努める。
- ⑥児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行う。

#### (2) 児童として

- ①児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け支援していく。（年2回のいじめゼロ集会）
- ②児童会による「いじめゼロ宣言」「イエローフラッグ」「強調週間」の実施。

#### (3) 教職員として

- ①教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ②特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童もおり、いじめ等のトラブルに発展することがある。このような児童に対するいじめを未然に防止するには、全教職員に

よる支援体制を確認する。

#### (4) 関係機関として

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察（少年課、内房地区少年センター、サイバー犯罪対策課）等と連携して児童及び保護者に指導していく。

#### (5) 保護者や地域との協力として

- ①学校の情報を学校便り、ホームページ等により積極的に公開し、保護者との共通理解を図る。
- ②KCNやふれんどネットワークとの連携を進める。

## 4 いじめの早期発見に関すること

いじめは、インターネットやソーシャルメディアを含めて、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認識することが必要である。

#### (1) 学校として

- ①定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、職員会議の生徒指導情報交換で、いじめの実態把握に努め、分析を行い適切に対応する。
- ②「被害者の保護」「秘密の厳守」「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを、児童保護者に発信する。
- ③本校のスクールカウンセラー、心のサポーター、国分寺台中学校のスクールカウンセラー、養護教諭と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。
- ④いじめホットラインなど校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知し、必要に応じて活用するよう啓発する。さらに関係機関と連携を図り、指導に役立てる。

#### (2) 教職員として

- ①日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握し、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう積極的に情報収集を行う。
- ②担任を中心として生活日記を活用した指導や教育相談、いじめアンケートなど日常の教育活動を通じ、悩みを一人で抱えず、児童が安心して心を開き誰かに訴え出る

ことは卑怯な行為ではないと理解させ、「話す勇気」をもたせる雰囲気と体制を整える。

- ③けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに生徒指導主任および管理職にいじめに係る情報を報告する。必要に応じて、学校いじめ問題対策委員会を開催する。

### (3) 保護者の協力として

- ①校内に相談窓口をつくり、保護者からの相談を受ける。
- ②個人面談（年2回）を通して保護者からの相談を受ける。

## 5 いじめへの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員だけで抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童についても、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。必要に応じて学校いじめ問題対策委員会を行い、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携のもとで取り組む。

重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。(令和5年度より)

### (1) 被害児童への対処

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢のもと、保護者と連絡の上、対応及び支援を講じていくことが必要である。

- ①被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。(児童が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。)聴取時間、休息や食事時間、質問内容については、指導や記録を行う組織内で十分に打ち合わせの上行い、時間の超過が心配されるときには、指導中であっても中断するよう複数の教員で注意を払う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と平行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。
- ②被害児童にとって信頼できる人物(家族、親しい友人や教職員、地域の人等)と連携しながら、被害児童およびその保護者に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの外部専門家により、児童を支援

する。

- ③被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導するなど、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ④被害児童が加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席のもと、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(a) いじめに係る行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(b) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童本人及びその保護者に対し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

## (2) 加害児童への対処

加害児童に対しては、家庭環境や障害特性など教育的配慮のもと、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ①いじめを行ったとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得たり、関係機関と連携して組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。



- ②加害児童の関係保護者に迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを十分に理解を促す。
- ④加害児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め対応する。
- ⑤いじめ行為が止まない等の事案については、加害児童の保護者に対して学校教育法)第35条第1項の規定に基づき当該児童の出席停止を命ずる等、被害児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずることができる。

### (3) 周囲の児童への対処

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年・全校集会等を行い、再発防止を含めいじめ問題の根本的な解消をめざした取り組みを進める。

### (4) 被害児童の保護者への対処

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は、被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害児童、加害児童、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校・家庭・(場合によっては地域)の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害児童や保護者へは「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習やカウンセラーとの面談を行えるよう速やかに準備する。

### (5) 関係機関との連携

いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては市原市教育委員会に指導、助言等を求める。

## 6 学校として特に配慮が必要な児童への対応について

- ①発達障害を含む、障害のある児童・生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことを留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者

等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ④東日本大震災により被災した児童・生徒又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境へ不安等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑤上記①～④以外で、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

## 7 いじめ防止のための取組状況の評価

学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。

評価にあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されるように行う。

## 8 いじめの指導

### （1）被害児童のサポート

いじめの事案が確認された場合、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるように配慮する。加害児童と同室での活動が困難な場合、加害児童を別室学習（活動）させる等の措置も行う。心のケアについてはスクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害児童にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず見守れる環境を整備する。

### （2）加害児童への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する（学校いじめ問題対策委員会）。特に、いじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教職員が連携して、組織的にいじめをやめさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、該当児童の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラー等を交えた面談、助言を行う。特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を児童・保護者に周知する。

### （3）周囲の児童への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」「観衆」となっている児童に対し、自分の問題と

してとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた児童にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。

また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して児童に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

## 9 重大事態の発生と調査及び対処について

### (1) 重大事態の意味

①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。「生命・心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。

- 児童が自殺を企図とした場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日をめやすとする。

ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【国の基本方針より】

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合には、法第30条第1項の規定により、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する（必要に応じて警察へ報告）。

なお、報告期限等については、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」行うものとする。不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして扱い、適切に調査を行った上で報告する。

### (3) 重大事態への対処

- ①管理職へ、正確な情報を迅速、正確に伝え、全職員が十分に認識する。
- ②最悪の状態を想定しながら、迅速・的確に対応する。
- ③重大事態が発生した旨を、市原市教育委員会へ速やかに報告する。
- ④教育委員会と協議の上、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該事案に対処する「児童理解部会」を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ⑤事実関係を可能な限り明確にし、事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。  
これまで行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を実施する。
- ⑥いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。また、関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠らないようにする。  
得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- ⑦教育委員会へ調査結果を報告する。（「聞き取り記録」、「事故発生時の一報」「事故報告書」について）
- ⑧被害児童及びその保護者が調査結果の説明を希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

## 10 公表・点検・評価等について

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに、保護者会や学校だより等で保護者や地域へ周知を行う。年度ごとにいじめに関する調査分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対する取り組みを児童、保護者、教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

#### <教職員自己評価>

- ①子どもをよく理解し、一人一人に応じた指導・支援を行っている。
- ②いじめのない学校づくりに取り組んでいる。

#### <児童アンケート>

- ①友だちの気持ちを考えて話したり、行動したりできたか。

#### <保護者アンケート>

- ①学校や教職員は、いじめのない学校作りに取り組んでいるか。
- ②お子さんは友だちと協力して仲良く生活できているか。

## 1 1 いじめ問題防止、早期発見に向けた取り組み計画

月	学 校	児童（児童会）	家庭・地域
4月	役割確認、職員研修、 SOS の出し方教育		
5月	hyper-QU アンケート 運動会		
6月	教育相談週間	いじめゼロ集会 ゼロフラッグ運動、 いじめアンケート、生活アンケート	
7月	個人面談 中学校区研修（情報交換）		個人面談
8月	職員研修		
9月		児童アンケート	
10月	教育相談週間	いじめゼロ集会	
11月	中学校区研修（情報交換） 教育相談週間、バザー	ゼロフラッグ運動、 いじめアンケート、生活アンケート	
12月	人権週間、保護者面談 台小っ子集会（杏保育園招待）	セクハラ・体罰アンケート	保護者面談
1月	情報交換（保幼小中）	児童アンケート	保護者アンケート
2月	学校評価公表 感謝の会	感謝の会	
3月			